福祉社会研究会会則

第１条　本会は、京都府立大学公共政策学部福祉社会研究会と称する。

第２条　本会は、会員相互の研究の便宜をはかるとともに、福祉社会に関する研究の促進　普及発展に貢献することを目的とする。

第３条　本会の事務局は、京都府立大学公共政策学部内に置く。

第４条　本会は、次の事業を行う。

１　会誌（『福祉社会研究』）等の発行

２　例会（福祉社会フォーラム）等の開催

３　その他本会が適当と認めた事業

第５条　本会は、次の会員をもって組織する。

１　正会員　京都府立大学公共政策学部の専任教員

２　学生会員　京都府立大学公共政策学部学生及び大学院公共政策学研究科学生

３　賛助会員　本会の趣旨に賛同し理事会が適当と認めた者

２　会員は、会誌の頒布を受け、本会の行う事業に参加することができる。

３　会員は、総会が定める会費を納入する。

４　会員は、総会に出席し、自由に発言し決議に加わることができる。

第６条　会員の入会及び退会の手続きについては、理事会の定めるところとする。

第７条　本会に代表１名、監事１名、理事３名、及び委員若干名を置く。

２　代表は総会で選出され、本会を代表し、会務を統轄し、総会、理事会を召集する。

３　監事は理事会がこれを選出し、会計監査を行う。

４　理事は総会においてこれを選出し、代表とともに理事会を構成し会務を処理する。

５　理事は編集担当・庶務担当・会計担当の職務を遂行する。

６　委員は代表により嘱託され、編集担当理事・庶務担当理事・会計担当理事のもと実務を分掌する。

第８条　本会の最高決議機関は総会である。

２　総会は毎年１回開催する。

３　総会の決議は出席者の過半数の賛成を必要とする。

４　会員が要求し、理事会が必要と認めた時は、臨時総会を開くことができる。

５　総会の開催は、少なくとも１週間以上前に会員に公示しなければならない。

６　総会の議決事項は、予算、決算、活動方針の承認、代表及び理事の選出その他とする。

第９条　本会の経費は、会費、事業収入、寄付金、その他の収入等をもってこれにあてる。

第１０条　本会則の改正は、総会の決議によるものとする。

附則　この会則は、2018年7月26日より発効する。